

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 健康増進課

許認可等の内容		栃木市健康福祉センター利用承認
根拠法令等及び条項		栃木市健康福祉センター条例第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市健康福祉センター条例第6条、第7条及び第11条
	参考事項	栃木市健康福祉センター条例施行規則
	設定等年月日	平成26年 4月 5日設定 平成29年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 健康福祉センター利用承認の申請及び承認</p> <p>(1) 健康福祉センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、使用料が無料である場合の健康福祉センター内の施設の利用（栃木市岩舟健康福祉センターのボランティア室の利用を除く。）については、この限りでない。</p> <p>(2) (1)の規定により承認された事項の変更については、(1)の規定を準用する。</p> <p>(3) 市長は、(1)の承認について管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。</p> <p>2 健康福祉センター利用承認の制限</p> <p>市長は、次のいずれかに該当する場合は、健康福祉センターの利用を承認しないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 施設等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 上記に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>3 健康福祉センター使用料の免除</p> <p>市長は、次のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することが出来る。</p> <p>(1) 市内の社会福祉団体が福祉活動等の目的のために使用するとき。</p> <p>(2) 市内の学校がその教育目的等のために利用するとき。</p> <p>(3) 市内の団体が営利及び政治的宗教的活動を目的としない講演会、研修会等を開催するために利用するとき。</p> <p>(4) 市が主催又は共催する行事等に利用するとき。</p> <p>(5) 上記に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めるとき。</p>	